

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

越谷・松伏水道企業団 企業長 様

施設課長

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書

越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者規程第5条により指定を受けた指定給水装置工事事業者が、同規程第8条に該当する行為を行ったので下記の通り報告します。

記

対象となる指定給水装置工事事業者	
指 定 番 号	第 号
名 称 又 は 氏 名	
代 表 者 氏 名	
行為のあった日	年 月 日
行為の内容（工事の場所、行為の概要、是正措置の内容など）	
添付資料（てん末書、関係図面、関係資料など）	

第2号様式（第7条関係）

水 企 施 第 号
年 月 日

指定第 号

様

越谷・松伏水道企業団
企業長

聴 聞 通 知 書

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書第 号の内容に基づき、越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第7条第2項により、聴聞を行うため通知する。

1 聴聞を受ける指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指 定 番 号 第 号

名称又は氏名

所 在 地

代 表 者

2 聴聞の対象となる行為

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書第 号（ 年
月 日）の行為について聴聞を行う。

3 聴聞の日時 年 月 日 時 分より

4 聴聞を行う場所及び事務を所掌する課

越谷・松伏水道企業団

越谷市越ヶ谷三丁目5番22号

施設課

越谷・松伏水道企業団 企業長 様

施設課長

聴 聞 報 告 書

越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第7条により、聴聞を行ったので報告します。

1 聴聞を行った指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指 定 番 号 第 号

名称又は氏名

所 在 地

代 表 者

2 聴聞の日時 年 月 日

3 聴聞の場所 越谷・松伏水道企業団内

4 出席者

5 聴聞の内容

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書 第 号による。

6 聴聞調書及び処分案 別添

指定第 号

様

越谷・松伏水道企業団
企業長

弁 明 通 知 書

越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第7条により、指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書第 号の内容について弁明の機会を付与する。

なお、弁明は口頭での弁明を認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。また、弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

1 対象となる違反行為

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書
第 号（ 年 月 日）

2 対象となる指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指 定 番 号 第 号
名称又は氏名
代 表 者
所 在 地

3 弁明書の提出期限及び提供先又は口頭による弁明を行う日時及び場所

日 時 年 月 日

場 所 越谷・松伏水道企業団

越谷市越ヶ谷三丁目5番22号

提出先 施設課

第5号様式（第8条関係）（表）

年 月 日

指定第 号

様

越谷・松伏水道企業団
企業長

処 分 通 知 書

越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条により、処分を通知する。

1 処分の内容

2 処分を受ける指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指 定 番 号 第 号

名称又は氏名

代 表 者

所 在 地

3 処分の対象となる行為

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書

第 号（ 年 月 日）

第5号様式（第8条関係）（裏）

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、越谷・松伏水道企業団を被告として(訴訟において越谷・松伏水道企業団を代表する者は企業長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。